

横浜かもめスポーツクラブ 会則
総 則

2024. 4月改定

(名称および所在地)

第1条 このクラブは横浜かもめスポーツクラブ(以下クラブと称す)と称し、本部をかもめハウスに置く。

(目的)

第2条 スポーツを通じて地域の青少年・社会人の親睦を図り、体力を鍛え、素直な人間性をつちかい、将来より良い社会人になることおよび品位ある社会人として地域社会に貢献することを目的とする。

(所属団体)

第3条 このクラブは総合型地域スポーツクラブ”横浜かもめanimaクラブ”及び日本スポーツ少年団に所属し、各種目の上部団体に登録する。

(入会資格)

第4条 次の項目を満たし、かつクラブが認めた場合にのみ入会を認める。

1. 年齢は5才以上の青少年・社会人とする。
2. 青少年は、保護者の承認を得ることのできる者。
(但し特例を認める場合もある。役員会にて決定する。)
3. 会員その保護者ともクラブビジョンを理解し賛同することのできる者

(クラブ員の義務)

第5条 クラブ員は次の項目を守る義務がある。

1. 会費を納入すること。
2. クラブ主催の行事に参加すること。
3. クラブの指導方針に賛同することとし、練習や試合時における選手起用など「サッカーの指導」範囲については、全てクラブに一任し意義なきこととする。
4. 会則を守ること。

(クラブ員の資格停止)

第6条 次に定める項目を怠った場合、役員会において決定する。

1. 理由なく会費を収めない場合
2. クラブ主催の行事に無断欠席をした場合(1ヶ月以上)。
3. 会則を守らないこと。

(入退会・休会手続き)

第7条 入会・退会および休会をする場合には、所定の手続き(メール等での連絡)を経て、代表に届けを連絡しなければならない。(必ず保護者の同意を得ること。)

(活動)

第8条 クラブの主な活動は次の項目に定める。

1. 各種のスポーツ活動
年間を通じてサッカー、バスケットを行い、その他の季節に応じたスポーツ活動
2. 文化・レクリエーション活動
野外活動・地域活動
3. 奉仕活動
地域施設の整備および清掃
4. 教育・学習活動
クラブ員およびリーダー・指導者(役員)の研修・講習
5. 他クラブとの交歓活動
県内および県外のクラブとの親善を深める。
6. その他目的に添った活動
第2条の活動で役員会などにて決定する。

(機関)

第9条 クラブに次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会

(総会)

第10条 総会は年1回5月に開き、代表が期日の5日前に議案を示して召集する。クラブ員(保護者)の1/3以上の要求があった時および役員会が認めた場合は会長代表は臨時総会を開かねばならない。付託する事項は次の通りである。

- (1)活動計画
- (2)予算運用計画
- (3)活動報告
- (4)会計報告
- (5)役員を選出
- (6)会則の改正
- (7)その他重要事項

(総会)

第11条 総会のクラブ員(保護者)の2/3以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

(運営)

第12条 運営委員会は各部の部長および副部長をもって構成し、クラブ運営の決議執行機関である。必要に応じて代表が召集する。(緊急事項の処理を含む)

(役員)

第13条 役員会は名誉会長を除くクラブ役員をもって構成し、クラブの運営面での補助的役員を満たすための機関で必要に応じてクラブの代表が召集する。

(役員)

第14条 クラブに次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 1, 名誉会長 | 1名 |
| 2, 顧問 | 若干名 |
| 3, 代表 | 1名 |
| 4, 副代表 | 3名 |
| 5, 理事 | 若干名 |
| 6, 会計監査 | 2名 |

(役員)

第15条 役員は次の分担により本会則および総会、役員会の議決を遂行する。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1, 名誉会長 | クラブの相談役とする。 |
| 2, 顧問 | 必要に応じてクラブに助言を行う。 |
| 3, 代表 | クラブの代表者として全般を統括、対外折衝を行う。 |
| 4, 副代表 | 代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。 |
| 5, 理事 | |
| 総務部 | 行事などの取りまとめおよび事務処理 |
| 厚生部 | クラブの安全と事故の事務処理 |
| 備品部 | 備品、器具などの管理 |
| 経理部 | 会計業務全般および事務処理 |
| 広報部 | 諸活動の広報および宣伝活動 |
| 指導部 | 技術指導および生活指導全般 |
| 審判部 | 審判員の資質向上および資格取得にあたる |
| 育成部 | クラブ育成に関する業務(指導者・部員の父母をもって構成する) |
| 青年部 | 中学生・高校生の指導にあたる |
| キッズ部 | キッズの指導・育成にあたる |
| 社会人部 | 社会人チームの統括・運営にあたる |
| シニア部 | 35歳以上の運動を目的とした集団の運営にあたる |
| 女子部 | 女子の技術指導および生活指導全般 |

(任期)

第16条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。また、役員の欠員が生じた場合には、役員会にてそれを処理する。

(会計)

第17条 クラブの会計は、入会金・会費と寄付金その他の収入にてまかなう。会計年度は、4月より翌年3月までとする。

(会費)

第18条 会費は、入会金10,000円 小学生(3~6年生)月額7,000円 小学2年生以下は5,500円 スクール生4,000円 LUNAクラス4,000円。フットサルスクール生・幼稚園生は300円/1回。毎月会員の口座から引き落としする。FS・幼稚園は現金で徴収。中学生・高校生リーダーは、年額1,000円、大学生・社会人は、入会金10,000円、大学生3,500円、社会人4,000円とし、シニア会員は、1,000円/1試合を支払うものとする。なお、兄弟・姉妹会員の弟・妹分については、払い込み会費の2割引とする。但し兄・姉が休会し弟・妹の会費の月額が高くなった場合はその限りではない。傷害保険料は、払い込み会費の中から支払うものとする。休会者については、休部届け連絡日の翌月から月額500円を毎月所定の口座から引落しする。

(予算および決算)

第19条 年度の開始に先立ち役員は来年度の予算案を作成し、翌年度5月までに総会に於いて承認を得る。また、決算については翌年度5月末までに決算を行い、会計監査人の承認を得て総会に報告する。

(事故)

第20条 クラブ活動中(往復の道中も含む)における事故や怪我については、クラブが契約する傷害保険・賠償責任保険に基づき、担当役員が処理する。傷害保険・賠償責任保険の補償外の経費については、すべて個人負担とする。

(慶弔)

第21条 慶弔に関する事項については、その都度役員会にて決定する。

(付則)

第22条 運営上会則の適応されないものは、必要に応じて運営委員会で決定する。

この会則は、昭和52年4月1日より施行する。

この会則は、昭和59年3月改定、昭和59年4月1日より施行する。

この会則は、昭和63年3月改定、昭和63年4月1日より施行する。

この会則は、平成5年3月改定、平成5年4月1日より施行する。

この会則は、平成6年3月改定、平成6年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年3月改定、平成16年4月1日より施行する。

この会則は、平成19年5月改定、平成19年6月1日より施行する。

この会則は、平成20年6月改定、平成20年6月2日より施行する。

この会則は、平成21年5月改定、平成21年6月1日より施行する。

この会則は、平成26年3月改定、平成26年4月1日より施行する。

この会則は、平成28年3月改定、平成28年4月1日より施行する。

この会則は、令和2年3月改定、令和2年4月1日より施行する。

この会則は、令和5年5月改定、令和5年6月1日より施行する。

この会則は、令和6年3月改定、令和6年4月1日より施行する。

NPO法人横浜かもめスポーツクラブ 役員名簿

役 職 氏 名

【名誉会長】

【顧問】

【代表】 石原 史敬

【副代表】 山本 耕一郎
田島 隆道
新倉 竜哉

【理事】

総務部長 新倉 貫

経理部長 田島 洋子

厚生部長 石原 史敬

広報部長 新倉 貫

備品部長 山本 耕一郎

指導部長 田島 隆道

審判部長 鈴木 理史

青年部長 福原 聖士

キッズ部長 福原 聖士

育成部長 遠藤 康則

シニア部長 小田部 俊幸

社会人部長 新倉 貫

女子部長 中島 昭

監事 望月 洋 小田部 俊幸

クラブの歩み

年	月	こ と が ら
1974年	7月	クラブ創設
1975年	8月	山中湖にて夏合宿開始
1976年	8月	茨城県神栖町少年団との民泊交流開始
1977年	1月	茨城県波崎町にて冬合宿開始
1979年	7月	横浜市スポーツ少年団サッカー大会 第3位入賞
1985年	11月	横浜国際チビッ子サッカー大会 第4位入賞
1986年	8月	創部十周年記念行事
1987年	1月	神奈川県スポーツ少年団本部より、 『優良スポーツ少年団』として表彰される。
1988年	6月	全日本少年サッカー大会神奈川県大会 第3位入賞
	7月	横浜市スポーツ少年団サッカー大会 第2位入賞
	8月	関東団地少年サッカー大会 第2位入賞
	12月	横浜国際チビッ子サッカー大会 第4位入賞
1989年	3月	横浜市社会人リーグ1部 優勝
	8月	横浜市友好都市国際少年サッカー大会 出場 同上海市少年チーム民泊受け入れ
1990年	11月	横浜国際チビッ子サッカー大会2部 優勝
1991年	7月	横浜市スポーツ少年団サッカー大会 第4位入賞
	8月	第1回横浜かもめー上海少年友好訪中団 上海市を訪問、友好交流を行う。
	11月	横浜国際チビッ子サッカー大会 第4位入賞
1993年	3月	(財)日本体育協会 日本スポーツ少年団本部より 創設三十周年記念『優秀少年団表彰』を表彰される。
	7月	第2回横浜かもめー上海少年友好訪中団 横浜に招待、友好交流を行う。
	11月	神奈川県スポーツ少年団本部より、 創設三十周年記念『優秀少年団表彰』を表彰される。 同じく指導者8名表彰される。
1994年	2月	神奈川県少年サッカー選手権大会 決勝大会進出
	8月	クラブ創設20周年 記念OB大会、記念誌発行
1995年	3月	第3回横浜かもめー上海少年友好訪中団 上海市を訪問、友好交流を行う。
1996年	11月	横浜国際チビッ子サッカー大会 Jrの部 第3位入賞
1997年	8月	第4回横浜かもめー上海少年友好訪中団 横浜に招待、友好交流を行う。
	11月	横浜国際チビッ子サッカー大会 Jrの部 第3位入賞
1999年	8月	第5回横浜かもめー上海少年友好訪中団 上海市を訪問、友好交流を行う。
2000年	2月	第3回神奈川区少年サッカー選手権大会 第2位入賞
2001年	2月	第1回福島県熱塩加納村スポーツ少年団とのスキー交流会
2002年	3月	第6回横浜かもめー上海少年友好訪中団 横浜に招待、友好交流を行う。
2003年	2月	(社)横浜サッカー協会より創部30周年の感謝状と記念ボール授与
	2月	第1回かもめ杯サッカー大会開始
2009年	1月	NPO法人取得
2011年	4月	堤前会長ミズノスポーツメントール賞受賞
2014年	8月	メトロポリタンカップ 第2位入賞
2014年	8月	関東団地少年サッカー大会 第3位入賞
2014年	11月	第46回横浜国際チビッ子サッカー大会U8 第4位入賞
2015年	3月	横浜マラソン給水所ボランティア開始
2016年	8月	関東団地少年サッカー大会 低学年の部初優勝
2018年	8月	関東団地少年サッカー大会 高学年の部準優勝
	11月	JFAリーグ 神奈川県中央大会進出 ベスト32
2019年	4月	少女クラスLUNA立ち上げ
2019年	11月	第51回横浜国際チビッ子サッカー大会U10-2 優勝
2022年	8月	関東団地少年サッカー大会 高学年の部初優勝
	11月	第54回横浜国際チビッ子サッカー大会少女部 優勝
	11月	JFAリーグ 神奈川県中央大会進出 ベスト32
2023年	4月	JFA U12 神奈川TOPリーグ2部へ参戦(県内36チーム)
	8月	関東団地少年サッカー大会 高学年の部2連覇
	11月	JFAリーグ 神奈川県中央大会進出 ベスト32
	12月	JFA U12 神奈川TOPリーグ2部へ残留